# INFORMATION

○問い合わせの際は、番号を間違えないようにお願いします

○旧はぐんま広報ホームページ版(https://www.pref.gunm a.jp/cate\_list/ct00001205.html) をご覧ください

○ファクスによる問い合わせは、県庁広報課(027-243-3600)へ



凡 例 日日程・時間

**対象・資格** 

時間 「休」休館日 資格 ¥ 費用

断 場所 他 その他

内 内容 申 申込先

間問い合わせ先 冠 定員(既 先着 囲 抽選 圏 選考)

受 受付・申込期間(図 必着 間 消印有効)

申し込み方法など

団 郵便番号 フリーダイヤル

図 電子申請受付システム(https://s-kantan.jp/pref-gunma-u/)

# 元気県ぐんま21推進月間

全ての県民が心身ともに健康で、生涯を通じて生き生きと豊かに暮らせるよう、9月を「元気県ぐんま21推進月間」としています。

県では、県民の健康づくりにとって大切な生活習慣の実践事項である「ぐんま元気(GENKI)の5か条」を推進しています。皆さんも「ぐんま元気の5か条」に取り組んでみませんか。

#### 「ぐんま元気(GENKI)の5か条」

- ・第1条 げんき (元気) に動いて ぐっすり睡眠
- ・第2条 えんぶん(塩分)ひかえて 食事はバランスよく
- ・第3条 なかま(仲間)をつくって 健康づくり
- ・第4条 きんえん(禁煙)めざして お酒は適度に
- ・第5条 いいは(歯)を保って いつも笑顔

極 歩くことを楽しむための「ぐんま元気アプリ」を公開し、12月 31日(火)まで「ビンゴチャレンジ」を開催中です。詳しくはⅢを ご覧ください

問 県庁保健予防課(☎027-226-2604)、県保健福祉事務所

# 県議会「第3回前期定例会」

9月18日(水)に開会し、本会議と委員会は、どなたでも簡単な手続きで傍聴できます。

## 日・議事予定

日程		議事予定	日程		議事予定
9月	18日(水)	本会議(開会·提案説明)	10月	4日金	特別委員会
	24日(火)	本会議(質疑および一般質問)		9日(水)	本会議 (委員長報告·議決·決算提案説明)
	25日(水)	本会議(質疑および一般質問)		15日(火)	決算特別委員会(分科会)
	27日金	本会議(質疑および一般質問)		16日(水)	決算特別委員会(分科会)
10月	1日(火)	常任委員会		25日金)	決算特別委員会(総括質疑·採決)
	2日(水)	常任委員会		30日(水)	本会議(決算委員長報告·議決)

開会時刻 午前10時(予定) ¥ 無料

申し込み方法 当日、会場に直

極 本会議と決算特別委員会の総括質疑・採決は、県議会団(http://www.gunma-pref.stream.jfit.co.jp/)でご覧になれます。また本会議の質疑および一般質問は、群馬テレビでも生中継します

問 県議会事務局政策広報課(☎027-897-2892)

## 自動車税が変わります

10月1日から、毎年4月1日に自動車を所有している人に課税される自動車税や自動車の購入時に課税される自動車取得税の制度が変わります。

### 自動車税(種別割)の税率引下げ

- ・自動車の排気量などに応じて毎年かかる「自動車税」は「自動車税 (種別割)」に名称が変更されます
- ・令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用の乗用車(登録車)から、自動車税(種別割)の税率が引き下げられます

#### 自動車取得税の廃止と環境性能割の導入

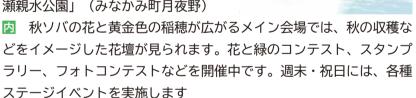
- ・自動車取得税が廃止され、環境性能割が導入されます
- ・環境性能割の税率は、自動車の燃費性能などに応じて、自動車の取得価額に対し、自家用の登録車は0~3%、営業用の登録車と軽自動車は0~2%です
- ・環境性能割は、新車・中古車を問わず対象となります
- 問 県庁税務課(☎027-226-2198)

# 花と緑のぐんまづくりinみなかみ ~ふるさとキラキラフェスティバル~

■ 9月23日(月)まで

## 所

- ・メイン会場…たくみの里(みなかみ町須川)
- ・サテライト会場…道の駅「水紀行館」(みなかみ町湯原)、道の駅「矢瀬親水公園」(みなかみ町月夜野)



¥ 無料 他 詳しくは、花と緑のぐんまづくりホームページ (PP参照) をご覧ください

問 県庁都市計画課(☎027-226-3543)、みなかみ町エコパーク推進課(☎0278-25-5029)

# あなたの周りのブロック塀は安全ですか?

8月30日から9月5日は防災週間です。地震時にブロック塀が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が出たり、道路をふさぎ、避難や救助活動の妨げになったりします。

建築基準法に適合しない、または破損・老朽化したブロック塀は、地震時に倒壊する恐れがありますので、所有するブロック塀を自己点検してください。

## 自己点検について

右図の①~⑤の項目を自己点検してください。1つでも不適合がある場合や、分からないことがあれば、建築士などの専門家へ相談してください。倒壊する恐れがあると判断された場合は、撤去するなどの改善をしてください

## 県内の補助制度

道路沿いの倒壊する恐れがあるブロック塀の撤去などに対し、高崎市、桐生市、館林市、渋川市、大泉町が補助制度を設けています

※詳しくは市役所・町役場にお問い合わせください

問 県庁建築課(☎027-226-3708)

